

4月
2026

労務通信 176号

成迫 社会保険労務士法人
松本事務所 TEL 0263-88-2862
長野事務所 TEL 026-291-4152
飯田事務所 TEL 0265-49-3602



治療と就業の両立支援指針について

医療技術の進歩により「長く付き合う病気」が増えた現代において、労働者が疾病を理由に離職することなく、適切に治療を受けながら働ける社会の実現が求められています。

深刻な少子高齢化と労働力不足が課題となる中で、労働者一人一人が健康を保ち、病気を抱えながらも働き続けられる仕組みを作るため、「治療と就業の両立支援」を行うための環境整備が **2026年4月1日** から**努力義務化**されました。

「治療と仕事の両立」とは

病気を抱えながらも働く意欲や能力のある労働者が、病気によって退職することなく適切な治療を受けながら、安心して働き続けられることを指します。

現在、労働者の約4割が何らかの疾病を抱えて働いていると言われています。病気による労働者の退職は企業側にとっても大きな痛手であり、病気を抱える労働者が治療をしながら能力を発揮することができる職場環境の整備が求められています。

両立支援の取組

①事業主による基本方針の表明と労働者への周知

会社として、治療と就業の両立支援に取り組むにあたっての基本方針を表明しましょう。

②研修等による意識啓発

全ての労働者に対して、治療と就業の両立支援に関する研修等を通じた意識啓発を行きましょう。

③相談窓口の明確化

治療と就業の両立支援は、労働者からの申出が必要となります。労働者が安心して相談や申出を行えるよう、相談窓口や情報の取り扱いを明確化しましょう。



④両立支援に関する制度、体制等の整備

(1)治療により就業や通勤が制限される場合に対する配慮措置を整備しましょう。

例) 休暇を取得しやすくする制度の導入：時間単位の年次有給休暇、傷病休暇・病気休暇制度など
柔軟な働き方を実現する制度の導入：時差出勤制度・短時間勤務制度・在宅勤務制度など

(2)労働者からの申出があった場合の対応手順の、情報共有の仕組み作りを行きましょう。

相談窓口に出出があった場合の情報の取扱い、情報共有する範囲などを明確化しておく、実際に相談を受けた際に適切な対応が可能になります。



治療と就業の両立支援指針は、今のところは**努力義務**ですが、将来的には**全事業主の義務**とされることが見込まれます。今の内から相談体制の整備や情報共有の手順などを整備しておき、義務化された際にも慌てず対応できるようにしておくことをお勧めいたします。